

# 広東省自主的イノベーション促進条例

2019年12月1日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

広州事務所 知的財産権部編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 広東省自主的イノベーション促進条例

(2011年11月30日付けの広東省第11期人民代表大会常務委員会第30回会議にて可決された。2012年7月26日付けの広東省第11期人民代表大会常務委員会第35回会議による『広東省民営科学技術企業管理条例』等23の法規の改正に関する決定』に従って第1回の改正を行った。2016年3月31日付けの広東省第12期人民代表大会常務委員会第25回会議による『広東省自主的イノベーション促進条例』の改正に関する決定』に従って第2回の改正を行った。2019年9月25日付けの広東省第13期人民代表大会常務委員会第14回会議にて改正を行った。)

### 第一章 総則

**第一条** 新しい発展理念を貫徹し、第一の原動力としてのイノベーションを強化し、自主的イノベーション能力を向上させ、産業のモデルチェンジ・グレードアップを推進し、イノベーションを主な牽引・支持とした近代化経済体系を形成し、経済社会の質の高い発展を促進するために、関連する法律・法規に従い、当省の実情を踏まえて、本条例を制定する。

**第二条** 本条例は、当省の行政区域内における科学技術の研究開発と成果の創造、成果の転化と産業化、イノベーション人材の育成及びイノベーション環境の最適化等の自主的イノベーション促進活動に適用する。

本条例にいう自主的イノベーションとは、公民、法人及びその他の組織が主に自身の努力を通じて、知識の強化又は自主的知的財産権、基幹コア技術の保有のために科学研究や技術イノベーションを展開し、体制イノベーション、管理イノベーション、金融イノベーション、ビジネスモデルイノベーション、ブランドイノベーション等の手段を利用し、展望性のある基礎研究と先導的なオリジナル成果での重大なブレイクスルーを実現し、又は新技術、新製品、新プロセス、新サービスを市場に導入する活動を指す。

**第三条** 自主的イノベーションについて、開放しながら推進し、企業を主体とし、市場を指向とし、大学、科学研究開発機構を支えとし、産学研（企業・大学・研究機構）が高度に融合し、政府が指導し、社会が参加することを堅持しなければならない。

**第四条** 県級以上の人民政府は、本行政区域内における自主的イノベーション業務

を指導し、関連部門が自主的イノベーション戦略の検討を展開し、自主的イノベーション計画と年度計画を編成し、自主的イノベーションの目標、任務及び重点分野を決め、経済建設と社会発展に対する自主的イノベーションの支持・牽引作用を発揮するよう組織する。

県級以上の人民政府の科学技術主管部門は、本行政区域内における自主的イノベーション促進業務の組織管理サービスと統一的調整を担当する。

県級以上の人民政府の発展改革、教育、工業・情報化、財政、人力資源社会保障、農業農村、衛生健康、知的財産等の主管部門は、各自の職責範囲内で、関連の自主的イノベーション促進業務を担当する。

**第五条** 省の人民政府は、粵港澳（広東・香港・マカオ）大湾区建設を推進し、深センによる中国の特色ある社会主義先行モデル区の建設を支持し、イノベーション体制・メカニズムを最適化し、科学技術イノベーション協力を強化し、イノベーション要素の便利な流動と国際的イノベーション資源の有効な集積を促進し、国際科学技術イノベーションセンターを立ち上げ、深センを主な拠点とした総合的国家科学センターを立ち上げなければならない。

**第六条** 省の人民政府は、地域イノベーション発展ビジョンを最適化し、地区間の自主的イノベーション協力と情報資源の共有を促進し、経済の発達が欠けている地区の自主的イノベーションを援助し、全省の科学技術イノベーションの協調的発展を統一的に推進しなければならない。

**第七条** 省の人民政府は、リスク予防メカニズムを構築・整備し、効果的な措置を講じて、技術イノベーション体系を健全化し、重点産業の供給チェーンの安全保障を強化し、科学技術分野における重大なリスクを予防・解決しなければならない。

## 第二章 研究開発と成果創造

**第八条** 省の人民政府は、省の基礎・応用基礎研究基金を設立し、基礎研究、応用基礎研究及び科学フロンティアの模索に助成し、オリジナルイノベーション能力と基幹コア技術供給能力の向上を促進し、オリジナル成果の創造を推進しなければならない。

地級以上の市の人民政府、企業及び省の基礎・応用基礎研究基金が共同して関連基金を設立するよう支持する。

県級以上の人民政府が財政投資を拡大するよう奨励し、社会資金の積極的な投入を

奨励・指導し、基礎研究、応用基礎研究及び科学フロンティアの模索に助成する。

**第九条** 省の人民政府は、重大プロジェクト形成メカニズムと管理方式を革新し、基幹コア技術の難関突破に対する企業の主体的な役割を強化し、省の重点分野における研究開発計画の実施を組織し、国家重大科学技術プロジェクト実施メカニズムを構築しかつ関連プロジェクトと積極的に連携し、基幹コア技術のボトルネックの突破、重大なオリジナル科学技術成果と自主的知的財産権の取得を推進しなければならない。

**第十条** 各級の人民政府は、企業・事業体が技術協力、技術アウトソーシング、専利実施許諾又は戦略的提携の確立等の方式を通じて、従来技術を統合・革新し、産業の基幹・共通技術の研究開発、システム統合及びエンジニアリング条件の整備を促進し、市場競争力の持つ製品又は新興産業を形成するよう支持しなければならない。

**第十一条** 省の人民政府は、国と当省の産業政策と技術政策に従い、先進的な技術や装備の導入を奨励するガイドラインを編成し、企業・事業体及びその他の社会団体が先進的な技術や装備を導入するよう指導しなければならない。

**第十二条** 県級以上の人民政府は、財政資金を利用して設立される自主的イノベーションプロジェクトを決定する場合、マクロ的指導、平等競争、同業者による評価・審査、優れた者の選択・支持という原則を堅持し、適切な科学研究組織形態と財政援助方式を採用しなければならない。

**第十三条** 省の人民政府は、重大イノベーション分野で広東省実験室を統一的に計画し、配置・建設し、かつ管理体制及び運営メカニズムのイノベーション展開を支持しなければならない。

省の人民政府及び所在地の市の人民政府は、広東省実験室に安定的な財政投資と条件保障を提供し、戦略的、先見の的かつ系統的な基礎・応用基礎研究と基幹コア技術の難関突破を重点的に支持しなければならない。

**第十四条** 省の人民政府は、重大科学技術インフラの建設を統一的に計画しかつ調整し、条件の揃った地級以上の市の人民政府が重大科学技術インフラを配置・建設するよう支持しなければならない。

**第十五条** 省及び地級以上の市の人民政府は、建設計画、土地利用の承認、資金調

達、人材政策等において、重要な科学技術研究開発機構、重大イノベーションプラットフォームの当省での構築を支持し、高水準イノベーション研究院の立ち上げを推進しなければならない。

**第十六条** 県級以上の人民政府及びその科学技術、発展改革、工業・情報化等の関連主管部門は、計画、資金、人材、用地等において、産業クラスター地域及び産業優位性を持つ分野で公共研究開発プラットフォーム、公共技術サービスプラットフォーム、科学技術基礎条件プラットフォーム等の公共イノベーションプラットフォームを構築し、公民、法人及びその他の組織の自主的イノベーションのために基幹・共通技術の研究開発、情報コンサルティング、技術取引譲渡等のイノベーションサービスを提供するよう支持しなければならない。

当省の財政資金を利用して構築された公共イノベーションプラットフォームによるイノベーションサービスの提供状況は、運営業績を考課するための重要内容としなければならない。ただし、国家秘密又は重大な公共安全に関わる場合を除く。

**第十七条** 各級の人民政府は、当地の経済・社会発展のニーズに応じて、投資主体が多角的で、市場化運営を実施し、基幹・共通技術の研究開発とイノベーションの成果の転化に従事する新型研究開発機構を育成・構築しなければならない。かつ研究開発プロジェクトの委託、科学機器設備の購入費補助、運営維持費補助等の形で援助することができる。

新型研究開発機構は、政府プロジェクトの実施、職階の評価審査、人材導入、建設用地、投資融資等において国有科学技術研究開発機構と同じ待遇を受ける。

**第十八条** 財政資金又は国有資本を利用して立ち上げられた広東省実験室、重大科学技術インフラ及び購入された大型科学機器設備は、法により社会に向けて開放しかつ共有するという義務を履行し、公民、法人及びその他の組織による自主的イノベーション活動の展開のためにサービスを提供しなければならない。

社会資金で立ち上げられた実験室、科学技術インフラ及び購入された科学機器設備が社会に向けて開放・共有しかつサービスを提供するよう奨励する。

**第十九条** 企業、大学及び科学技術研究開発機構が産学研（企業・大学・研究機構）技術イノベーション連盟、科学技術イノベーション基地又は博士ワークステーション、博士研究員科学研究ワークステーション等のイノベーションプラットフォームを共同構築するよう支持し、人材、資金、技術、情報等の要素の企業への集積を指導し、産学研の高度融合を推進し、産業のモデルチェンジ・グレードアップを促進する。

**第二十条** 県級以上の人民政府は、基礎・応用基礎研究、産業技術イノベーション、イノベーション成果の転化と産業化における軍用・民用科学技術の連動と調整を促進し、軍用・民用科学技術の効果的な統合、資源共有と交流協力を推進しなければならない。

企業、大学及び科学技術研究開発機構が国防科学技術計画・任務に参加したりそれを実施したりするよう支持し、軍工企業と国防科学技術研究開発機構が民用科学技術プロジェクトを実施するよう奨励する。

**第二十一条** 香港・マカオ・台湾の企業、大学、科学技術研究開発機構、科学技術社会団体と共同で、科学技術の難関突破、科学技術イノベーションプラットフォームの共同構築等の自主的イノベーション協力を展開し、国際ビッグサイエンス計画・ビッグサイエンスプロジェクトを共催するか又はそれに参加するよう奨励する。

**第二十二条** 香港・マカオ向けの省級財政科学研究資金のクロスボーダー利用メカニズムを確立し、香港・マカオの大学、科学技術研究開発機構が財政科学研究資金で設立された自主的イノベーションプロジェクトを実施するよう奨励する。

プロジェクト主管部門は、プロジェクトを実施する香港・マカオの大学、科学技術研究開発機構とプロジェクト契約又は協力協定を締結し、科学技術成果の知的財産権の帰属と運用等の事項を明確化しなければならない。

**第二十三条** 企業、大学、科学技術研究開発機構、科学技術社会団体及び科学技術者が、法により国際科学技術協力・交流を展開し、研究開発機構やイノベーションインキュベーション拠点を協力して立ち上げる場合、県級以上の人民政府及びその関連部門は、入出国、登録・登記、情報サービス等において便利な条件を提供しなければならない。

中国国外の企業、大学、科学技術研究開発機構、学術団体、業界協会等の組織は、法により当省で研究開発機構を独立して創設することができる。

**第二十四条** 県級以上の人民政府及びその関連部門は、戦略計画、政策法規、プロジェクト論証等におけるソフトサイエンス研究と社会科学の展開を支持し、自然科学と人文・社会科学の交互融合を促進し、科学的意思決定のために理論と方法を提供しなければならない。

**第二十五条** 各級の人民政府は、法により企業・事業体のビジネスモデルのイノベ

ーション活動を保護し、インセンティブ援助政策を制定し、企業・事業体が ESCO 事業、重大技術設備の融資リース、電子商取引等のビジネスモデルを使用して事業運営能力を向上させるよう指導しなければならない。

インターネット上のイノベーション要素、イノベーション体系、イノベーション理念と産業発展との連携・活用を支持し、技術とビジネスモデルのイノベーションを促進し、新業態と産業の新たな成長点を育成する。

企業・事業体がインターネット又は新技術を利用し、内部プロセスの最適化と外部資源の統合を行い、情報管理技術を開発・使用し、産業チェーンの融合・再編成を展開し、運営モデルのイノベーションを推進するよう支持する。

**第二十六条** 県級以上の人民政府は、自主的ブランドと地域ブランドの育成・保護業務を強化し、戦略的新興産業、先進的製造業、近代的サービス業、優位性のある伝統的産業、近代的農業等の産業分野の企業ブランド構築を重点的に推進しなければならない。

**第二十七条** 県級以上の人民政府は、自主的知的財産権の保護・管理・サービスを強化し、知的財産権擁護メカニズムを整備し、高品質専利の育成を支持し、専利権、商標権、著作権等の知的財産権の創造・運用を促進しなければならない。

省と地级以上の市の人民政府は、専門家を組織し、財政資金又は国有資本を利用して設立された重大自主的イノベーションプロジェクトの関連する知的財産状況、知的財産リスク等を評議しなければならない。

**第二十八条** 粵港澳（広東・香港・マカオ）大湾区における知的財産保護の協力を強化し、権利者の合法的權益を効果的に保護する。

粵港澳（広東・香港・マカオ）大湾区の知的財産情報交換メカニズムと情報共有プラットフォームの構築を促進する。

粵港澳（広東・香港・マカオ）大湾区の知的財産市場を育成しかつ発展させ、世界基準に合致する知的財産運営体系を確立・健全化し、知的財産の合理的かつ効果的な流通を促進する。

**第二十九条** 県級以上の人民政府は、インセンティブ援助政策を制定し、状況が許す限り、技術標準特別資金を設立し、企業・事業体及びその他の社会組織が国際標準、国家標準、業界標準、地方標準及び団体標準の制定と改正を主導するか又はそれに参加するよう支持し、自主的イノベーション成果の関連技術標準の形成を促進しなければならない。

企業・事業体及びその他の社会組織が自主的イノベーション活動において科学研究の難関突破と技術標準の研究との同期進行、自主的イノベーション成果の転化と技術標準の制定との同期進行、自主的イノベーション成果の産業化と技術標準の実施との同期進行を行うよう奨励する。

### 第三章 成果の転化と産業化

**第三十条** 省の人民政府は、自主的イノベーション技術産業化重点分野ガイドラインを定期的に発表し、ハイテク産業、先進的製造業、近代的サービス業及び戦略的新興産業の自主的イノベーション成果の転化と産業化活動を優先的に支持しなければならない。

**第三十一条** 県級以上の人民政府は、関連援助政策を制定し、無償の資金援助、ローン金利割引、補助金給付、保険料補助及びベンチャーキャピタル投資等の方式を通じて、自主的イノベーション成果の転化と産業化を支持し、企業が自主的イノベーション成果の転化と産業化への投入を強化するよう指導しなければならない。

**第三十二条** 大学、科学技術研究開発機構及び企業は、法により財産権付与によるインセンティブを実行し、科学技術成果の株式換価、科学技術成果の収益配分、エクイティ奨励、エクイティ奨励、エクイティ売却、ストックオプション等の方式を通じて科学技術者と経営管理者にインセンティブを与え、自主的イノベーション成果の転化と産業化を促進することができる。

**第三十三条** 大学、科学技術研究開発機構及び企業が当省の財政資金を利用して設立した科学研究プロジェクトにより形成された職務イノベーション成果について、国の安全、国の利益、重大な社会公共利益に影響を与えることなく、プロジェクト実施機構と科学技術者は法により成果の使用、処置、収益配分等の事項を約定することができる。

**第三十四条** 当省の財政資金を利用して立ち上げられた大学、科学技術研究開発機構は、企業、その他の社会組織から受託した科学研究プロジェクトについて、契約に基づいて成果の帰属、使用、処理及び収益配分等の事項を約定し、科学技術者に奨励と報酬を与えることができる。

**第三十五条** 県級以上の人民政府は、大学、科学技術研究開発機構及び企業による

技術移転メカニズムの整備を指導し、大学、科学技術研究開発機構の自主的イノベーション成果の企業への移転又は実施許諾を指導しなければならない。

**第三十六条** プロジェクト実施者は、法により当省の財政資金を利用して設立されたプロジェクトにより形成された知的財産を実施し、保護措置を講じ、かつプロジェクト管理専門機構に実施・保護状況年次報告書を提出しなければならない。

**第三十七条** 県級以上の人民政府及びその他の関連主管部門は、科学技術仲介サービス機構の発展を支持しかつその監督、管理、サービスを強化しなければならない。政府の科学技術公共サービス購入制度を構築かつ実行し、科学技術イノベーション計画の制定、先進的技術の普及、援助政策の実行等専門性や技術性の高い業務を、条件に合う科学技術仲介サービス機構に委託して処理させることができる。

科学技術仲介サービス機構は、企業、大学、科学技術研究開発機構に研究開発サービス、知的財産サービス、技術テスト、創意設計、技術仲介、科学技術トレーニング、科学技術コンサルティング・評価、ベンチャーキャピタル投資、テクノロジー企業のインキュベーション、技術の移転と普及等の科学技術仲介サービスを提供し、自主的イノベーション成果の転化と産業化を促進しなければならない。

**第三十八条** 科学技術仲介サービス業は、業界自律制度を構築しなければならない。科学技術仲介サービス機構及びその従事者は、関連法律・法規を遵守し、公平競争、平等互恵及び誠実信用の原則に従って業務活動を展開しなければならない。

科学技術仲介サービス機構及びその従事者は、次の各号に掲げる行為を有してはならない。

- (一) 虚偽の評価、検出結果又は鑑定結論を提供すること。
- (二) 当事者の営業秘密又は技術秘密を漏洩すること。
- (三) 委託者を騙すか又は一方当事者とグルになって他方当事者を騙すこと。
- (四) 国の利益と社会公共の利益を損害するその他の行為。

**第三十九条** 省の人民政府は、当省の産業配置、持続可能な経済発展等の需要に応じて、省級のハイテク産業開発区の確立を承認し、かつ国家級のハイテク産業開発区への発展を支持することができる。

省の人民政府とハイテク産業開発区の所在地の県級以上の人民政府は、土地利用、産業プロジェクトの配置、インフラ建設、人材チームの構築、エコ環境の保護、公共サービス補完及び関連特別資金の投入等において支持し、ハイテク産業開発区での特色や優位性のあるハイテク産業、先進的製造業、近代的サービス業及び戦略的新興産

業の発展を指導しなければならない。

県級以上の人民政府は、民営のテクノロジー企業の発展を支持し、条件の揃った民営科学技術産業パーク、新興産業パーク、伝統的工業パーク及び産業移転パークの省級以上のハイテク産業開発区への発展を促進しなければならない。

**第四十条** 県級以上の人民政府は、主導産業クラスターの発展を促進し、専門的な支援協力レベルを高め、産業チェーンを充実化させ、専門の町又は産業クラスターへの発展・形成を促進しなければならない。

専門の町又は産業クラスターは、ハイテクと先進的技術を集め、企業による技術イノベーション活動の展開を支持し、特色や優位性のある伝統的産業クラスターの科学技術レベルを高めなければならない。

**第四十一条** 県級以上の人民政府は、農業の基礎研究、新品種の育成と新技術の研究開発を支持し、地域特徴が明らかでかつ申請条件が熟した特色、優位性のある農産物に対して地理的表示保護を実行しなければならない。

**第四十二条** 公民、法人又はその他の組織が資源・環境、人口・健康、文化創意、省エネ・排出削減、公共安全、防震減災、都市建設等の分野における自主的イノベーション活動を展開し、先進的なイノベーション技術及び成果を活用して社会事業の発展を促進するよう奨励する。

**第四十三条** 省と地級以上の市の人民政府は、法によりベンチャーキャピタルガイドンスファンドの設立を発起するか又はその設立に参加し、社会資金をベンチャーキャピタル企業に誘導し、ベンチャーキャピタル企業が良好な市場の将来性を有する自主的イノベーションプロジェクト、草創期の科学技術型中小企業へ投資するよう指導することができる。

金融機構が知的財産の質権担保融資、保険、ベンチャーキャピタル、証券化、信託等の金融イノベーションサービスを展開するよう奨励・支持する。条件に合う銀行業金融機構は、法により科学技術信用貸付サービスを展開し、投資・信用貸付連動サービスモデルを革新することができる。保険機構は、自主的イノベーション成果の転化と産業化のニーズに応じて、保険商品を開発することができる。

科学技術型企業がエクイティ取引、株式と債券発行等の方式を通じて融資するよう奨励・支持する。

**第四十四条** 市場化メカニズム、専門化サービス及び資本化ルートを通じて、ハッ

コーススペース、テクノロジー企業インキュベーター、インターネットオンライン起業サービスプラットフォーム等の新型起業サービスプラットフォームを立ち上げ、中小零細企業や個人によるイノベーション、起業活動の展開を支持するよう奨励・支持する。

#### 第四章 イノベーション人材の整備とサービス

**第四十五条** 省と地级以上の市の人民政府は、イノベーション人材発展計画と緊急必要人材開発目録を定期的に制定し、イノベーション人材の育成と導入業務を強化しなければならない。

県級以上の人民政府は、イノベーション人材整備への財政投資を優先的に保証し、人材発展重大プロジェクトの実施を保障しなければならない。

**第四十六条** 省と地级以上の市の人民政府は、イノベーション人材の育成・導入に関する政策措置を制定・整備し、かつ企業設立、プロジェクト申告、科学研究条件の保障と入出国、戸籍又は居住証付与、住宅、医療保障、子供の入学、配偶者の配置等においてイノベーション人材のために便利な条件を提供しなければならない。

省と地级以上の市の人民政府の科学技術主管部門は関連部門と共同で、優先的発展産業に緊急必要なイノベーション科学研究チームとリーディング人材の導入を組織しなければならない。

**第四十七条** 県級以上の人民政府は、企業、大学、科学技術研究開発機構によるイノベーション人材育成メカニズムの構築、及び職業実践、在職者向け研修、学术交流等の人材研修活動の展開を支持しなければならない。

企業、大学、科学技術研究開発機構等の関連機構は、人材育成モデルを革新し、当省の自主的イノベーションの目標、任務及び重点分野を踏まえて関連イノベーション実践活動を展開し、緊急に必要なイノベーション人材を育成しなければならない。

大学、科学技術研究開発機構は、教師、設備、経費、課題、単位等において条件を作り出し、在学する大学生がイノベーション研究と科学技術競技に参加するよう奨励・支持しなければならない。

**第四十八条** 大学、科学技術研究開発機構が科学技術者を選抜して、企業の自主的イノベーション活動に参加させ、成果転化の研究・難関突破を展開させるよう奨励する。企業が専門の技術者を選抜して大学、科学技術研究開発機構に派遣し、自主的イノベーション課題の研究を展開させるよう奨励する。

企業、大学、科学技術研究開発機構が人材・科学技術情報交流プラットフォームを利用して中国国内外のハイレベル人材を誘致し、当省でイノベーション成果の転化と産業化を実施させるよう支持する。

**第四十九条** 省の人民政府は、粵港澳（広東・香港・マカオ）大湾区の新型人材公共サービス連動を推進し、人材往来の利便化と国境を越えた交流協力を促進しなければならない。

粵港澳（広東・香港・マカオ）大湾区におけるイノベーション人材の共同導入、育成、基幹コア技術の難関突破の共同展開を促進し、自主的イノベーションと科学技術成果の転化を促進する。

**第五十条** 省の人民政府及びその関連主管部門は、基礎・最先端研究、社会福祉研究、応用技術開発と成果転化等の活動の異なる特徴に応じて、科学技術人材の分類評価基準を充実化させなければならない。

関連機構は、自主的イノベーション成果の転化と産業化状況を科学技術者の職階審査、職務任用、プロジェクト申告及び成果奨励の根拠としなければならない。

**第五十一条** 企業、大学、科学技術研究開発機構等の関連機構は、イノベーション人材のインセンティブメカニズムを構築し、職務給、業績給、年俸制やストックオプション奨励等の配分方式を充実化させなければならない。

**第五十二条** 関連機構と科学技術者が自主的イノベーション活動において自由に探求し、勇気をもってリスクを負うよう奨励する。

主に財政資金又は国有資本で援助された、非常に探索的でリスクが高い自主的イノベーションプロジェクトについて、原始記録により、プロジェクトを実施する機構と科学技術者がデューデリジェンスの義務を果たしたものの完成できなかったことを証明できる場合、立案主管部門は財政主管部門又は国有資産管理部門と共同で専門家を組織して論証した上で、当該プロジェクトの完結を承認することができる。関連機構と個人は、その影響を受けずに、財政資金又は国有資本を利用して設立された自主的イノベーションプロジェクトを引き続き申請することができる。

## 第五章 インセンティブと保障

**第五十三条** 県級以上の人民政府の科学技術、発展改革、工業・情報化、財政、税務等の関連部門は、国と省による自主的イノベーション促進のための税収、金融、政

府調達等の優遇政策を実行し、宣伝による指導業務を強化し、取扱手続を簡素化し、公民、法人及びその他の組織による関連優遇政策の享受のために便利なサービスを提供しなければならない。

**第五十四条** 科学技術重点インフラ、重大科学技術プロジェクト等の建設プロジェクトは、土地利用全体計画、都市・農村計画と政府投資計画に取り入れなければならない。

省の人民政府は、重大な自主的イノベーションプロジェクト、非営利の自主的イノベーションプロジェクトの用地を統一的に調整し、優先的に保障しなければならない。

省級以上の産業パークにおける戦略的新興産業、ハイテク産業の研究開発プロジェクトの用地については、法により入札、競売、公告掲示等の方式を通じて取得しなければならず、用途を無断で変更してはならない。確かに用途を変更する必要がある場合は、承認権のある人民政府に報告して承認を要請しなければならない。

**第五十五条** 各級の人民政府は、科学技術経費を財政支出の重点として支持し、かつ科学技術経費の財政投資の全体的レベルを徐々に引き上げ、科学技術に対する財政投資が減らずに増加することを確保しなければならない。

社会による自主的イノベーションへの投入を指導し、地区の GDP における研究開発経費の割合を徐々に引き上げる。

**第五十六条** 県級以上の人民政府は、当級の自主的イノベーションに関する財政資金を統合し、統一的な使用、プロジェクト別の管理を堅持しなければならない。

県級以上の人民政府の財政、科学技術主管部門は関連部門と共同で、自主的イノベーション用財政資金に関する業績評価制度を構築・整備し、自主的イノベーション用財政資金の使用効率を向上させなければならない。

**第五十七条** 大学、科学技術研究開発機構及び企業が自ら資金調達して研究開発した自主的知的財産権を有する自主的イノベーションプロジェクトについて、県級以上の人民政府は、事後補助の方法で財政資金援助を与えることができる。資金援助は、当該プロジェクトの当省での後続の研究開発、成果の転化と産業化活動に使用しなければならない。

**第五十八条** 当省の財政資金を利用して設立された自主的イノベーションプロジェクトについて、そのプロジェクト実施者の人件費はプロジェクト経費から支出することができ、かつその割合が制限されない。ただし、国と省の関連事業機関と国有企

業の業績給管理等の規定に違反してはならない。人件費は、プロジェクト実施機構のプロジェクトグループメンバー、プロジェクトグループ臨時任用者の人件費、及び科学研究の業績を高めるために手配した関連支出を含む。

業界、企業等の委託を受けて社会資金を利用して技術の難関突破を展開したり、科学技術サービスを提供したりする科学研究プロジェクトについて、大学、科学技術研究開発機構は、委託契約に従って経費を自由に配分することができる。

**第五十九条** 当省の財政資金を利用して設立された自主的イノベーションプロジェクトの主管部門は、評価審査専門家データベースを構築し、専門家評価審査制度を健全化し、専門家の選出、評価審査、忌避、責任追及等のメカニズムを整備しなければならない。

当省の財政資金を利用して設立された自主的イノベーションプロジェクト及びその実施者の状況について、プロジェクト主管部門は社会に向けて公開しなければならない。ただし、国と省の関連規定に従って公開してはならない場合を除く。

**第六十条** 科学研究プロジェクト主管部門は、自主的イノベーションプロジェクトの申告とプロセスの管理を簡素化し、プロジェクト実施機関内の評価、検査、監査等の活動を減らさなければならない。プロジェクト実施機構は、サービス品質を高め、関連管理制度を制定・整備しなければならない。

**第六十一条** 自主的イノベーション資金は特別支出金としてそのプロジェクトにのみ使用しなければならない。いかなる組織又は個人も不正な申告、横領、着服、私用、差止をしてはならない。

県級以上の人民政府の監査機関と財政主管部門は、法により自主的イノベーション用財政資金の管理と使用状況を監督しなければならない。

**第六十二条** 省の人民政府は、科学技術賞を設立し、科学技術進歩活動と自主的イノベーション業務において重要な貢献をした機構と個人に奨励を与える。

社会セクターが科学技術賞を設立し、科学技術進歩活動と自主的イノベーション業務において重要な貢献をした機構と個人に奨励を与えるよう奨励する。社会に向けて科学技術賞を設立する場合、公益性と非営利性の原則を堅持しなければならない。奨励活動においていかなる費用も強要してはならず、かつ適時に所在地の科学技術主管部門に書面で報告しなければならない。

**第六十三条** 機構と個人が財産を寄付するか又は科学技術基金を設立することで

当省の自主的イノベーション活動を援助、奨励するよう奨励し、かつその場合、法により税収優遇政策を享受することができる。

**第六十四条** 省の人民政府の科学技術主管部門は省の人民政府の統計機構と共同で、自主的イノベーション統計制度を構築・健全化し、全省の自主的イノベーション発展状況について監視・分析・評価を行い、自主的イノベーション活動の能力、水準及び業績を全面的に監視しなければならない。

全省の自主的イノベーションの主な統計指標は、定期的に社会に向けて発表しなければならない。

**第六十五条** 省の人民政府は、自主的イノベーション考課制度を構築し、市、県の人民政府の自主的イノベーション促進の業績を考課しなければならない。

**第六十六条** 各級の国有資本経営予算について、国有企業の自主的イノベーションのための資金を適切に配分し、かつ年々増やさなければならない。

国有企業は、自主的イノベーションへの投資を拡大し、自主的イノベーション人材育成メカニズムとイノベーション収益配分制度を構築・健全化しなければならない。

県級以上の人民政府の関連部門は、国有企業考課評価制度を整備し、企業のイノベーション投資、イノベーション能力建設、イノベーション成果等の状況を国有企業及びその責任者の業績考課範囲内に取り入れなければならない。

**第六十七条** 自主的イノベーション業務関連主管部門は、科学技術研究開発機構評価制度を構築・健全化し、かつ科学研究活動の種類に応じて、対応する評価指標と評価方式を分類して確立し、評価結果のインセンティブ・拘束メカニズムを整備しなければならない。

**第六十八条** 県級以上の人民政府は、社会がイノベーション精神を育成し、科学者の精神を弘め、作風（活動方法）建設と学風建設を強化し、イノベーションを提唱し、勇敢に突破し、成功を奨励し、失敗を許容するイノベーション文化を形成するよう指導しなければならない。

機関、企業・事業体、社会団体は、科学技術普及・宣伝業務を展開し、大衆スキル競技、技術イノベーションと発明創造活動の展開を奨励・支持し、公衆の科学文化素養を高めなければならない。

**第六十九条** 県級以上の人民政府は、科学研究誠実信用管理業務メカニズムと責任

体系を整備し、科学研究活動に対する全プロセスの誠実信用管理を強化し、科学研究誠実信用の教育・宣伝を強化しなければならない。

公民、法人又はその他の組織は、自主的イノベーション活動に従事するにあたって、学術道徳をしっかりと守り、科学研究の誠実信用を遵守しなければならない。粉飾・欺瞞の行為を働いたり他人のイノベーション成果を剽窃、盗用、改竄したりしてはならない。

公民、法人又はその他の組織は、政府によって設立された自主的イノベーションプロジェクト、科学技術奨励及び名誉称号を申告し、各イノベーション援助政策の享受を申請するにあたって、誠実で信用を守り、真実で確実なデータ、資料及び情報を提供しなければならない。

当省の財政資金を利用して設立された自主的イノベーションプロジェクトの主管部門は、プロジェクトを実施する科学技術者と組織のために科学研究誠実信用ファイルを構築し、かつ科学研究誠実信用情報共有メカニズムを確立しなければならない。科学研究誠実信用状況は、専門技術職務評定・任用、自主的イノベーションプロジェクトの立案、科学技術成果の奨励等のための重要な根拠としなければならない。

**第七十条** 公民、法人又はその他の組織は、自主的イノベーション活動に従事するにあたって、一般に認められた科学研究倫理規範に従わなければならない。

自主的イノベーションプロジェクトを設立する機構は、生命科学、医学、人工知能等の最先端分野に関わっているか又は社会、環境に潜在的な脅威を持つ科学研究活動について、立案前に科学研究倫理承諾書に署名するようプロジェクト担当者に要求しなければならない。科学研究倫理承諾書に署名しなかった場合、立案を承認しない。

人に関わる生物医学の科学研究及び実験動物の生産、使用に従事する機構は、国の関連規定に従って倫理委員会を設立して倫理審査を展開し、科学研究倫理管理責任を履行しなければならない。

## 第六章 法的責任

**第七十一条** 本条例第十八条第一項の規定に違反し、法により開放・共有義務を履行することを拒否した場合、省の人民政府の科学技術主管部門は、是正を命じ、通知・訓戒を行い、かつその主管部門が直接責任のある管理者及びその他の直接責任者に処分を与える。

**第七十二条** 本条例第三十八条第二項の規定に違反した場合、関連主管部門は法により行政処罰を与える。他人に経済的損失を与えた場合、法により民事責任を問う。

犯罪行為に該当する場合、法により刑事責任を追及する。

**第七十三条** 本条例第六十一条第一項の規定に違反し、自主的イノベーション用財政資金に対して不正な申告、横領、着服、私用、差止を行った場合、国と省の関連規定に従って是正を命じ、関連財政資金と違法所得を取り戻し、法により行政処罰を与える。直接責任のある主管者及びその他の直接責任者に対して法により処分を与える。犯罪行為に該当する場合、法により刑事責任を追及する。

**第七十四条** 本条例第六十九条第二項と第三項、第七十条第一項の規定に違反し、科学技術の誠実信用に背き、粉飾・欺瞞の行為を働くか、又は一般に認められた科学研究倫理規範に背いた場合、所属機構は法により処分を与えることができ、かつ関連主管部門は情状の軽重に応じて通知・訓戒、プロジェクト中止と是正命令、取得した名誉称号又は科学技術賞の取り消し、関連プロジェクトの取り下げと援助した財政資金の取り戻し、科学技術イノベーションプロジェクト又は科学技術賞申告の定期的又は生涯制限等の方法で処分し、科学研究誠実信用ファイルに記載する。

**第七十五条** 本条例第七十条第二項、第三項の規定に違反し、立案前に科学研究倫理承諾書に署名しなかったにもかかわらず立案したか、又は規定通りに倫理委員会を設立して倫理審査を展開しなかった場合、関連主管部門は関連機構に対して通知・訓戒を行い、是正を命じる。情状が深刻な場合、法により直接責任のある主管者及びその他の直接責任者に対して処分を与える。

**第七十六条** 科学技術等の主管部門及びその職員が本条例の規定に違反し、次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、関連機関は法により直接責任のある主管者及びその直接責任者に対して処分を与える。犯罪行為を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

(一) 法により自主的イノベーション用財政資金の管理と使用状況を監督検査しなかった場合。

(二) その他の職権を濫用したり、職務を怠ったり、私情で法を曲げ不正を働いたりする行為をした場合。

## 第七章 付則

**第七十七条** 本条例は、2019年12月1日より施行する。

出所：2019年11月29日付け広東省人民代表大会ウェブサイトを基に JETRO  
広州事務所で日本語仮訳を作成

[http://www.gdrd.cn/pub/gdrd2012/xwdt/201911/t20191129\\_170170.html](http://www.gdrd.cn/pub/gdrd2012/xwdt/201911/t20191129_170170.html)